

社団法人北海道社会福祉士会 第4回通常総会（2008年5月） 議事録

【日 時】2008年5月31日（土）17時00分～18時35分

【場 所】北海道青年会館4階大会議室

【役員出席者】理事：奥田龍人（会長）奥寺光子（副会長）、柏浩文（副会長）、志田原実男（副会長）、大井戸麻衣、小野司、折目泰則、坂村陽一、林孝之、佐藤哲夫、乙坂友広、丸山正三、松野尾道雄（計13名）

監事：長田和敏（計1名）

【役員欠席者】理事：木川幸一、古川義則、石崎剛、松坂優、米本秀仁（計5名）

監事：棟達也（計1名）

【議 事】

1. 開会の辞

佐藤理事より、「これより社団法人北海道社会福祉士会の第4回通常総会を開催いたします」との宣言があった。佐藤理事より議場閉鎖の指示があり、議場を閉鎖した。

2. 議長選出

馬場会員が議長に就任し、挨拶が行われた。

3. 資格審査員選出

議長から資格審査員を2名推薦した。小笠原光寛会員と津端美穂会員が推薦され、満場一致で了承された。

4. 資格審査の実施

資格審査員が、会場の出席者数の確認と、委任状、書面表決書の確認を行った。

5. 議事録署名人選出

（議長）

議長から議事録署名人を2名推薦した。相澤智美会員と西立夫会員が推薦され、満場一致で承認された。

6. 会長挨拶

奥田会長より、次のとおり挨拶があった。

先ほどのセミナーでも、社会福祉士への期待の声がかなり挙がっていた。今、司法の場でも、またスクールソーシャルワークなどの面でも、社会福祉士が求められてきている。そういう意味で今回は決算総会で昨年度の報告だが、今年度の活動についてもできればご意見もいただければと思う。それでは、決算についてご議論を宜しくお願いしたい。

7. 資格審査報告

議長より、資格審査結果について資格審査員に発言を求めた。小笠原資格審査員より次のとおり報告があった。

本日の総会の成立について発言する。正会員総数は、基準日の3月31日現在1,150人である。定足数の定めは「(社)北海道社会福祉士会定款」第25条の規程により、正会員総数の過半数となっている。したがって定足数は576名以上となる。書面表決を含む委任状777名、出席者66名。併せて843名で、出席者数が定足数を満たしていることを確認した。この総会は有効に成立していることを報告する。

8. 総会の開会宣言

議長は、資格審査報告を受け、総会の開会を宣言した。

9. 議事

議長より、議事に入るとの発言があった。議案については、事前配布されたので十分にご理解いただいていることを前提に議事を進めること、また説明される方は重点事項を中心をお願いしたいことが申し添えられた。

1) 第1号議案 2007年度事業報告について

議長より、議案集1～33頁の2007年度事業報告及び2007年度収支計算書について、一括して説明するよう発言があった。

奥田会長より、第1号議案について次のとおり説明があった。

第1号議案については全体を説明しますが、事業についてはそれぞれの担当理事、また地区支部についてはそれぞれの理事が報告することで進めさせていただきます。

組織現況

議案書1頁。始めに組織現況で

組織現況について奥田会長から次の通り説明があった。3月末現在で1,150名、4月には若干増え、1,200人近くなった。組織率は未だ27パーセントで若干下げ止まりを維持しつつあるという状況であるが、全国より若干良いという程度である。全国の県社会福祉士会の中では4番目に大きな組織となっている。役員体制は記載の通り。日本社会福祉士会への役員派遣について記載の通り。理事以外では全国代議員に堂前会員、倫理委員会に宮沢会員、独立社会福祉士委員会には清野会員が出席した。

議案書2頁。各団体等への派遣について、昨年度は道から社会福祉士会に委員の依頼があり。前回、前々回比増えてきている状況である。このことから、社会福祉士会の認知が

進んできていると考える。

事業実施の状況について次の通り報告があった。

I 定款第4条第1項「社会福祉の援助を必要とする北海道民の生活と権利の擁護に関する事業」に関すること

成年後見事業について、大井戸理事から説明があった。

議案書3頁。

1. 権利擁護センター「ばあとなあ北海道」運営について。2007年度は相談件数155件であった。2006年度が69件、2005年度が50件だから、相談件数が増加傾向にある。

相談されてくる方については関係者からのご相談が多くなっている。また、分野については認知症の方が79件と半分以上を占めている。相談内容で、後見人の依頼が昨年度13件あった。2006年度が7件でほぼ倍増という状況であった。

2. 成年後見活動の実践と支援について、日本社会福祉士会で実施している成年後見人養成研修通信講座が10期までで129名が終了している。

3. 成年後見人支部委託研修を昨年度初めて実施した。これは従来から日本社会福祉士会で実施している通信研修だけでは受任養成をまかないきれないということで、昨年度14の県支部で実施している。北海道支部においては、10月6日から1月13日までの計5日間開催した。50名の申し込みがあり受講者数37名、内終了者が36名となっている。

研修カリキュラムについては記載の通りであるが、会員を中心に家庭裁判所の方、リーガルサポートの方に講師として来ていただいた。

4. ばあとなあ活動報告書チェックを昨年度から実施した。毎年、年2回2月と8月にばあとなあに登録されている方について活動報告書を提出いただいているが、支部でチェックすることによって1件につき500円の委託料が本部から支払われる。他、記載の通り。

5. ばあとなあの登録状況について、家庭裁判所への後見人登録82名となっており、内訳は記載の通り。

6. 法定後見人の選任状況について、2007年度末で34名の会員が53件のケースを受任している。2005年度末20件、2006年度末46件と増加傾向にある。任意後見人3件、未成年後見人1件とそれぞれ選任されている。成年後見受任者情報交換について昨年度3回開催している。受任者同士の情報交換に加え任意後見人活動を行っている方から報告を頂いた。

7. 成年後見制度の普及啓発について、毎年実施している成年後見制度活用講座を1月に開催している。福祉関係者を中心に約200名の方が参加した。他記載の通り。

8. 地区支部における、成年後見・権利擁護セミナーの開催について道北地区支部に置いては議案書4頁記載の通り。日胆地区支部においては議案書4頁から5頁に記載の通り。

道南地区支部においては議案書5頁記載の通り。道東地区支部において議案書5頁から6頁に記載の通り。6頁3)から10)までは、各種研修会への講師派遣、相談会への相談員の派遣であり、議案書6頁に記載の通り。弁護士会、司法書士会等との連携強化についても議案書6頁に記載の通り。ばあとなあ北海道の活動状況については以上である。

その他の事業取り組みについて、奥田会長より次の通り説明があった。

議案書6頁のケアマネジメント活動について、介護認定審査会への委員派遣で当会に依頼があった実績は記載の通りである。障害程度区分認定審査会への委員派遣について、昨年札幌市から10名の依頼があって派遣したが、その後は4名に減った。厚真町から委託された介護保険適正化事業について、会員5名を6名に訂正。奥田会長、厚別区の石崎会員、豊平区の筒井会員、白石区の川島会員、東区の佐久間会員、十勝の宮沢会員の以上6名と、会員外から札幌の地域包括の保健師と独立型の理学療法士も加わり実施した。



II 定款第4条第2項「北海道民への社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関する事業」に関すること

生涯研修部活動について、志田原理事から説明があった。

議案書7頁について説明。第32回及び第33回社会福祉士セミナーの開催について、議案書に記載の通り報告。各地区支部における社会福祉士セミナーの開催について、各地区支部の活動報告に記載のとおりと説明。

次に奥田会長より議案書7頁の事業部活動について報告があった。福祉・医療就職ガイダンスへの相談員の派遣、札幌市ボランティアセンターへの協力について記載の通り説明。介護職員基礎研修等への講師派遣であるが、講師派遣については定款上問題があることから中止した。社会福祉資源ハンドブックの作成について記載の通り説明。

次に広報部活動について、小野理事から説明があった。

議案書7頁から8頁にかけて、記載の通り説明があり、加えてホームページの活用について今後も充実を図る考えを述べた。

III 定款第4条第3項「社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業」に関すること

生涯研修部活動の生涯研修委員会について、志田原理事から説明があった。

議案書8頁について、生涯研修制度の普及・啓発、基礎研修の各地区支部ごとの開催、社会福祉士全国統一研修・北海道ブロック研修の開催について記載の通り説明があった。加えて、社会福祉士全国統一研修について現行スタイルは今年度で終了し、次年度からは新しい形式で実施され、詳細については来年の1月頃に日本社会福祉士会から案が出される予定と説明があった。スキルアップ研修については、実施できずお詫びを申し上げた。

議案書9頁の各種全国会議への担当者派遣について記載の通り。基礎研修講師育成のための講習会については未実施であった。

次に生涯研修部活動の現場実習指導者研修委員会について丸山理事から説明があった。

議案書 9 頁。第 6 回北海道ブロック現場実習実践研究セミナーの開催、北星学園大学の米本先生と現場の 5 名の指導者からご指導を頂いた。加えて、関係法の改正に伴い実習指導体制が強化されていく。今年度から全国レベルで現場実習指導者講習会が開催されることになり、北海道ブロックでは 12 月 13 日と 14 日の 2 日間で開催される。社会福祉士 3 年の実務経験と講習会の受講実績がなければ、今後は実習指導ができなくなるため、現場実習指導者講習会に参加を働きかけてほしい旨説明があった。

次にケアマネジメント部活動について、担当の石崎事理が欠席のため代理に柏理事から説明があった。

議案書 9 頁。「評価シート」活用研修の開催について、評価シートの考案に携わった大阪府立大学の岩間先生を講師に招いて記載の通り実施した。参加者 46 名は予想より少なかった。今年度については、4 月に委員会を開催し、各地区支部の協力を得て、各地区支部で行うことになっている、という説明があった。地域包括支援センター研修委員会の運営について、記載の通りであるが、平成 19 年度から各地区支部の推薦を頂いた委員構成になっているとの説明があった。日本社会福祉士会で開催した地域包括支援センター「評価シート」活用・支援者養成研修について、日胆、十勝、オホーツクの地区支部委員に参加していただいた。この 3 名については、今年度は各地区支部で行うことになっていることから、自分の地区支部でも活用研修を行い、行っていない地区支部研修の支援の役割も併せて行っていただくことになっている。また、平成 20 年度については、日本の研修に行っていない地区支部の方にこの養成研修に参加していただくこととしている。全国地域包括支援センター支部担当者会議については記載の通り。

IV 定款第 4 条第 4 項「社会福祉士等の資格取得の支援に関する事業」に関する事

次に、受験対策支援支部活動について、林理事から説明があった。

議案書 10 頁。報告内容については記載のとおりであるが、国家試験対策講座の開催の 12 月 1 日フォローアップ研修とは模擬試験のフォローアップ研修であることが補足された。これは、模擬試験終了の時点で受験生から模擬試験のフォローをしてほしいという要望に応えたという経緯が説明された。地区支部での受験対策講座は行うことができなかった。

V 定款第 4 条第 5 項「相談援助従事者の養成及び技術の研鑽に関する事業」に関する事

次に、ケアマネジメント部活動について、奥田会長より、障がい者ケアマネジメント研修会が実施できなかったが、平成 20 年度は実施する考えを述べた。介護保険に関連する事業について、乙坂理事から説明があった。

議案書 10 頁。報告内容について記載の通りである。介護支援専門員受験対策講座では

会員が講師になり問題について説明することにも取り組んだ。アセスメントツール説明会について、本来は300人規模の参加者を見込んでいたが結果は60人であった。アセスメントの考え方が全国さまざまであるが、北海道は独自の国で示した様式を基に研修展開をしている。あまり関心をもたれていないので、今年度は開催方法の見直しを図らなければいけないと考えている。

議案書11頁。日本社会福祉士会のケアマネジメント委員会の調査研究について、奥田会長から説明があった。10月に6人の委員が来て、地域包括支援センターの調査及び意見交換を実施した。

VI 定款第4条第6項「社会福祉士及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業」に関する事

議案書11頁。奥田会長から社会福祉士の研究活動助成について記載事項に加え、平成20年度についても3組の研究応募があり。来年の3月には研究成果を発表するという説明があった。

VII 定款第4条第7項「社会福祉団体その他の関係団体との連携に関する事業」に関する事

議案書11頁。奥田会長から記載事項に加え、社会福祉士の任用拡大の件で1月21日に、ソーシャルワーカー4団体と社会福祉士養成校協会などの3団体で、知事、札幌市長、道社協、道社会福祉経営協へ要望書を提出したが、反響はあったと思う。北海道精神保健福祉士協会と北海道介護福祉士会の事務局が本会事務局スペースに移転し、横のつながりが日常的にもてるようになった。また、事務局経費の節減にもつながった。韓国全羅北道の社会福祉士会の崔会長以下13名が本会を訪れ、日本と韓国のソーシャルワークや福祉の状況について11月30日に意見交換した。

VIII 定款第4条第8項「北海道福祉サービス第三者評価事業に関する事業」に関する事

議案書12頁。奥田会長から、北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構の事業について説明があった。

昨年は養成研修を開催できなかった。評価を受ける件数が、13頁に記載されているように9事業所と少ない中で、すでに評価調査員の養成者が300人ほどいるという状況もあり開催を見送った。今年度は、評価調査者になりたいという要望も上がってきているので、養成研修を実施する予定である。各種委員会の開催について、認証委員会において4箇所の評価機関を認証している。評価事業普及協議会の参加、評価調査者等の養成の取り組み、評価機関の認証の状況について説明があった。現在の評価機関は16箇所である。全部で認証された機関は17箇所であるが、2年毎の更新であるので、今年度該当の13評価機関のうち、1箇所の評価機関が辞退した。したがって、継続する機関は12箇所である。

あった。評価を受ける施設は伸びてきており、今年度に入ってから、障害福祉分野が3件、保育所が3件、高齢福祉で1件となっている。

IX 定款第4条第9項「介護サービス情報の公表に関する事業」に関する事

議案書13頁。奥田会長から、介護サービス情報の公表について、道民への情報提供の研究について記載の通り報告があった。

X 定款第4条第10項「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」に関する事

議案書13頁。奥田会長から、他団体の各種事業の共催・協賛依頼について最近増加傾向と説明があった。

組織・運営の強化では、事務所の運営、専従職員の配置について記載の通り説明があった。地区支部組織の強化については、特徴的には、釧根地区支部とオホーツク支部がそれぞれ社会福祉資源ハンドブックをまとめた。3月1日の総会で道東地区支部を十勝、釧根、オホーツクの三地区支部に分割することを決定した。

会員拡大及び会員福利厚生について議案書14頁記載の通りであるが、会員名簿の作成未実施について、会員に公表の有無を問い返事がなければ氏名のみの公表と考えたが、700件くらい返事が返らず、氏名のみの名簿では作成の意味が無いということで、2回目
は届けられている勤務先の情報でよろしいか問うたが、届けられた勤務先が古いままであったということが判明したことにより断念した。しかし、今年度は、皆さんの勤務先をお示しして確認し、違えば返送してもらうという方法にする。また地区支部に協力を頂き、地区支部からも情報を集め、できるだけ新しい情報の名簿を作成する。

財務活動の強化について、議案書14頁記載の通りであるが、福岡県社会福祉士会に倣い北海道社会福祉士会で一括会費を徴収することを考えたが、事務の煩雑さが予想されることから、全国的に行われている本部会費の10,000円は本部徴収にしたいと説明があった。

広報・情報活動の実施及び会務の運営について、議案書15頁に記載の通り説明があった。

各地区支部の事業報告について、各地区支部長から報告があった。

道央地区支部は木川理事が欠席のため、奥田会長から報告があった。

議案書17頁に記載の通り説明があった。加えて、支部分割について石狩、空知、後志に分けるか否かについて検討している最中であると、また人員を増員し地区支部体制の強化を図るとの報告があった。

日胆地区支部の事業報告について、古川理事（支部長）の代理で玉置理事（副支部長）が報告した。

議案書 18 頁。Ⅰ．日胆地区支部定期総会からⅤ．日胆地区支部広報誌「がりばん」発行状況まで記載の通り報告があった。加えて、平成 20 年度の総会を 5 月に行い、支部を胆振東部と西部の 2 つのブロックに分け、それぞれの地区に密着した活動を進めていくことで決まったと報告があった。

道北地区支部の事業報告について、松野尾理事（支部長）から報告があった。

議案書 19 頁から 20 頁にわたり、Ⅰ．組織現況及びⅡ．事業実施の状況について記載の通り報告があった。役員会の開催について 4 月開催分が抜けていたと補足説明があった。また、その他の活動報告の中で、道北地区支部は 5 つのブロックに分け、組織率の向上、各会員の交流促進を主な目的に活動を進めているということが説明された。また、ホームページの運用については、2, 500 件のアクセスがあり今後の活用促進を図る。果実の総会で役員数を増やし組織強化を図るために役員構成について規約の改正を行った。

道南地区支部の事業報告について、折目理事（支部長）から報告があった。

議案書 21 頁から 22 頁。会員数が 3 月末時点で 74 名である。例会を毎月行い会員間の情報交換を行っている。実施事業について記載の通り報告があった。加えて、道南地区支部は函館が中心になってしまうことから、成年後見制度活用講座は七飯町で実施した。平成 20 年度も瀬棚と森で実施することを総会にて決定した。また、ホームページについても検討しているが、情報発信を促進するために 6 回程度広報誌を発行する予定であると報告があった。

道東地区支部の事業報告について、坂村理事（支部長）から全体報告があり、それぞれの連絡会組織について現地区支部長から報告があった。

議案書 23 頁Ⅰ．研修会の開催及びⅡ．会務の運営について坂村理事から記載の通り報告があった。議案書 23 頁から 24 頁。

オホーツク連絡会活動について、山田現地区支部長から報告があった。

3 月末時点で会員は 43 名、6 月の連絡会総会以降、特に会員学習会を中心に行っている。議案書 24 頁について記載の通りであるが、第 3 回目から 7 回目までの学習会では、オホーツク版の社会福祉ハンドブックの作成について学習会をかねて実施したとの説明があった。

十勝連絡会活動について坂村理事（支部長）から報告があった。

議案書 24 頁から 25 頁。

1. 会員の資質・専門性の向上支援から、26 頁の 6. 会務の運営まで記載の通り報告

があった。

釧根連絡会活動報告について、小野地区支部長から報告があった。

議案書26頁から29頁。5月10日に総会が開催された。会員数は3月末時点55名で以降11名増え、現在では66名になっている。議案書27頁の2. 釧路市地域包括支援センター協力事業について、釧路市地域包括支援センターは、市が2箇所、医療法人が3箇所、社協が1箇所あり、各機関の社会福祉士の横の連携を図ったという説明があった。議案書29頁の13. オンブズマン派遣事業について、道東知的障害施設協会の事業を受けて2回会員を派遣したと補足説明があった。他、記載の通り報告があった。

2) 第2号議案 2007年度収支決算について

奥田会長より、第2号議案について次のとおり説明があった。

議案書30頁の財産目録について記載の通り報告があった。

議案書31頁の貸借対照表総括表について記載の通り報告があった。

議案書32頁の収支計算書総括表について記載の通り報告があった。加えて一般会計については参考資料を配布した。事業収入が会費収入及び補助金収入に匹敵する額になったことについて、事業型の運営ができつつあるという考えを述べた。また、第三者評価については養成研修をしない限り不採算になるので厳しい状況ではあるが、平成20年度は赤字解消に向けた取り組みを進めたいと述べた。

議案書33頁の正味財産増減計算書総括表について記載の通り報告があった。

3) 第3号議案 2007年度会計監査報告について

議長から、第3号議案は第1号議案及び第2号議案と関連があるので第3号議案である監査報告を受けてから審議に入ると指示があった。

長田監事から、第3号議案について次のとおり説明があった。

議案書34頁。監査日は2008年4月17日。監査については2007年10月に上期の中間検査を実施したことを補足説明した。監査報告結果は記載の通り報告された。なお、議案集35頁の監事意見書も記載の通り報告された。

議長より第1号議案から第3号議案まで一括して審議に入ることを告げられ、質疑・意見を求めた。

質問・意見を発言する者はいなかった。

議長より採決することが告げられた。提案に賛成する者の挙手を求めたところ、賛成多数と認められた。次に書面表決について、第1号議案について、承認188名不承認1名、第2号議案については承認188名不承認1名、第3号議案については承認188名、不承認1名、委任状については622名と報告された。

議長より、委任状、書面表決を加えて定款第41条、43条、44条の規定により正会員3分の2以上の賛成と認められるので、第1号議案、第2号議案、第3号議案は承認されたことが告げられた。

4) 第4号議案 代議員選任規則の制定及び代議員選任規程（規程第15号）の廃止について

奥田会長より第4号議案について次の通り説明があった。

議案書36頁から38頁。代議員について従来は選任規程であったが、規程を規則に昇格させる提案があった。規程は理事会で承認し総会に報告する事項であるが、規則は総会で決定することになっている。理由は、日本社会福祉士会が従来総会制であったが代議員制に変わったことによるもの。代議員制になるということは日本社会福祉士会の運営では代議員が発言権を持つということになることから、代議員の選出をより民主的にすることによって選挙を受けた方から選任しようという考えに立ち、選挙を経て選任された役員から選出するという規則にする提案である。

議長より、第4号議案について審議に入ることを告げられ、質疑・意見を求めた。

質問・意見を発言する者はいなかった。

議長より採決することが告げられた。提案に賛成する者の挙手を求めたところ、賛成多数と認められた。次に書面表決について、第4号議案について、承認188名、不承認1名、第2号議案については承認188名不承認1名、第4号議案については承認188名不承認1名、委任状については622名と報告された。

10. 報告事項

議長より、報告事項に入るとの発言があった。報告事項については第1号報告から第6号報告まで一括して、質疑応答としたいとの発言があった。

奥田会長より、次の通り第1号報告から第6号報告がなされた。

第1号報告 経理規程（規程第10号）の改正について

理事会で決定して総会に報告するものである。議案書39頁から43頁に記載の通り。議案書44頁について、理事長を会長に改定。議案書45頁にある第25条に第2項を追加したが、これは事業の円滑化のために補正予算を理事会の議決を経て執行できるよう規程したものである。議案書46頁は誤記の修正。議案書47頁は手許現金金額の明記をしたもので、30万円以内とした。議案書48頁及び50頁は誤記の修正。議案書56頁は、経理責任者等の表記を削除。

第2号報告 事務局職員の育児休業に関する細則（細則第7号）の制定について

議案書57頁から58頁に記載の通り。

第3号報告 事務局職員の介護休業に関する細則（細則第8号）の制定について
議案書59頁から60頁に記載の通り。

第4号報告 北海道保健医療福祉計画へのパブリックコメントの結果について

議案書61頁から62頁に記載のとおり、道に保健医療福祉計画のパブリックコメントを提出した。結果、議案書62頁から64頁に記載されている通り、社会福祉士会のパブリックコメントが採用された。

第5号報告 スクールソーシャルワーカー活用事業に関する要望書の提出について

議案書65頁から67頁に記載のとおり、各関係機関に要望書を提出した。その結果、道からスクールソーシャルワーカーについて20市町村にスーパーバイザーを置くことになり、スーパーバイザーの推薦とスクールソーシャルワーカーの運営協議会の参加が依頼された。運営協議会には奥田会長が、スーパーバイザーには外部理事の米本先生が就任した。併せて、札幌市のスクールソーシャルワーカーでは、市教委から2名を採用したいとあり1名は社会福祉士会へ、もう1名は精神保健福祉士系へ依頼していたが、社会福祉士については、学識経験者かつ週2回4時間ずつの8時間勤務という条件で、更に児童福祉の経験者や学校についてよく知っている方であるということであった。条件が厳しく本会で推薦した方は不採用であった。結局、社会福祉士が採用されたが、社会福祉士会に入会していない方であった。その方には今後入会の勧誘をしていきたい。また今後札幌市教委とも十分連携を図って行きたいと考えていると述べた。

第6号報告 十勝地区支部・釧根地区支部・オホーツク地区支部の設立について

奥田会長より、先ほどの地区支部の報告にかえるとの発言があった。

議長より、第1号報告から第6号報告について審議に入ることを告げられ、質疑・意見を求めた。

質問・意見を発言する者はいなかった。

議長より報告承認の採決することが告げられた。報告を承認する者の挙手を求めたところ、賛成多数であった。

議長より、賛成多数と認められるので、第1号から第6号報告は承認されたことが告げられた。

11. 議長退任

議長より、全ての議案の議決が終了したので、議長を退任するとの宣言があった。

12. 閉会の辞

佐藤理事より、「以上で第4回通常総会の議事は全て終了したので、閉会いたします」との宣言があった。

以上で、議事を終了し、18時35分閉会した。

上記決議を明確にするため、議事録を作成し、議長及び議事録署名人は次のとおり署名捺印した。

2008年6月10日

議長 馬場 義人

議事録署名人 奥田 龍人

議事録署名人 西 立夫

議事録署名人 相澤 智美